

介護を社会全体で支えていくための

介護保険料のしくみ

問 高齢介護課介護保険係 ☎286-3235

40歳以上の介護保険加入者が納める保険料は、国や自治体の負担金とともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。介護保険料は3年ごとの事業計画で決定しています。

保険料の決定と納付方法

【40歳～64歳の人(第2号被保険者)】

保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決定されます。

納付方法 加入している医療保険の保険料と介護保険料を合わせて納めます。(給与・賞与から差し引かれます)

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

【65歳以上の人(第1号被保険者)】

保険料は、所得に応じて決定します。(下表をご覧ください)

納付方法 年金の額によって2種類に分かれます。介護保険法で決まっているため、選択することはありません。

年金が年額18万円以上の人は特別徴収(年金から天引き)

年金の定期支払いの際、2か月分の介護保険料が差し引かれます。老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が対象です。

※65歳になった当初などは、一時的に納付書で納める場合があります。

年金が年額18万円未満の人は普通徴収

保険料額を8期(7月～2月)で納付します。町から届く納付書や口座振替で、期限までに金融機関などで納めます。

◆納付書で納める人は、口座振替が便利です。納付書・通帳・印鑑(通帳届け出印)を持って、指定金融機関で手続きをしてください。

第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の属する月からです。

【例】7月1日生まれの人 6月分から7月2日生まれの人 7月分から

納め忘れに注意してください

保険料を納めずにいると、サービスを受けた時の費用をいったん全額支払うことになったり、自己負担額が増えたりすることがあります。

保険料額の減免制度

災害などの理由により、納付が困難な人の保険料を減額・免除する制度があります。納付が難しい場合は、相談してください。

65歳以上の人(第1号被保険者)平成27年度～平成29年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者または世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金(★1)受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額(★2)+合計所得金額(★3)が80万円以下	31,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が年間80万円超120万円以下	44,800円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が年間120万円超	51,700円
第4段階	・課税世帯であり、本人が住民税非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	58,600円
第5段階(基準額★)	・課税世帯であり、本人が住民税非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が年間80万円超	68,900円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	82,700円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間125万円以上190万円未満	89,600円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間190万円以上300万円未満	103,400円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間300万円以上400万円未満	106,800円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間400万円以上600万円未満	117,200円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間600万円以上800万円未満	127,500円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が年間800万円以上	141,300円

★基準額 介護サービス費用の総額により決定します。

★1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得未満の人や、他の年金を受けられない人に支給される年金。老齢年金や老齢基礎年金とは別の年金です。

★2 課税年金収入額 老齢年金や退職年金などの課税対象となる年金の合計額。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは含みません。

★3 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当するものを控除した金額で、所得控除(扶養控除・医療費控除等)、特別控除(土地建物売却時の譲渡所得で受ける控除等)、損失の繰越控除をする前の金額です。

医療費の自己負担金を助成します

ご存じですか？福祉医療制度

☎ 保険年金課年金福祉医療係 ☎ 286-3154

福祉医療制度とは、医療費の健康保険適用分にかかる自己負担金を助成する制度です。

※所得制限があります。

重度心身障害者医療費助成制度

対象 次の①②のいずれかの手帳の交付を受けている人

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②療育手帳A・A・B

※65～74歳の人で、障害認定申請により後期高齢者医療の被保険者となることができる人は、後期高齢者医療の被保険者になることが要件です。

助成内容 自己負担金の全額を助成

子ども医療費助成制度

対象 中学生以下の子ども

※15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで。

助成対象となる医療費

【0歳～小学生】入院・通院にかかる医療費

【中学生】入院にかかる医療費
※中学生の受給者証は、入院が決まったときに申請してください。

助成内容 医療機関ごとに1日500円を超える自己負担金の一部を助成（通院・入院それぞれ月

4日まで。5日目以降は全額助成）

◆市町村民税非課税世帯は、自己負担金の全額を助成します。

ひとり親家庭等医療費助成制度

対象 ひとり親家庭の18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもと、その父または母

助成内容 自己負担金の全額を助成

各制度の申請方法

受付場所 保険年金課年金福祉医療係（役場2階③番窓口）、南交流センター

手続きに必要なもの

◆健康保険証

◆印鑑（朱肉を使うもの）

◆マイナンバーカードまたは通知カード

◆窓口で手続きをする人の身分証明書

◆住民税課税台帳記載事項証明書（府中町に1月1日時点で住民登録がある場合は、不要の場合があります）

◆身体障害者手帳または療育手帳（重度心身障害者医療費助成制度のみ）

◆児童扶養手当証書または公的年金の証書等（ひとり親家庭等医療費助成制度のみ）

本当に必要になった時のためにも

救急車の利用は適正に

☎ 消防課救急救助係 ☎ 286-3119

救急車は「本当に必要な人」のためのもの。そして、救急車や救急医療は限りある資源です。「便利だから」「交通手段がないから」「病院で待つのが嫌だから」といった理由で呼ぶべきものではありません。

救急医療が必要な人に適切な医療が行き渡るよう適正な利用にご協力ください。

救急車を呼ぶべき症状

◆呼吸がおかしい

◆意識がない

◆突然の激しい頭痛・40度以上の発熱

◆顔が青白い、冷や汗

◆吐血・下血・大量出血

◆突然の胸痛、呼吸困難

◆突然の手足のしびれ、まひ、ろれつがまわりにくい

◆止まらないけいれん・窒息・広範囲の火傷

◆意識障害や呼吸苦を伴うアレルギー症状など

※明らかに様子がおかしい、いつもと違う場合も救急車を呼んでください。

もし、呼ぶかどうかの判断に迷ったら・・・

【電話での救急相談】

府中町消防本部

☎286-3119

子どもの救急電話相談

☎#8000

(午後7時～翌朝8時)

【アプリで判断をサポート(消防庁)】

全国版救急受診アプリ「Q助」

(ダウンロードサイト)
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_6/kyukyu_app.html

